

<p style="text-align: center;">日羽協 認定試験機関の管理</p>	<p style="text-align: center;">日羽協 安全衛生認定試験機関の認定基準</p>	<p style="text-align: center;">JDFA-LM004 2019/10</p>
--	--	---

1. 背景

「日本羽毛製品協同組合（以下「日羽協」という）ラベル使用規定集」に定める羽毛製品に用いるラベルは、消費者に羽毛品質を正しく伝えるための表示であり、羽毛品質を適正に評価できる能力を備えた中立公正な試験機関が求められる。

2. 目的

日羽協は、羽毛の安全衛生に関する試験に対応でき、かつ必要な試験成績書を発行できる安全衛生試験機関の認定基準を以下に定める。

3. 認定試験機関の要件

- 1) 日羽協の賛助会員として羽毛安全衛生委員会に参加し、中立公正に情報管理ができること。
- 2) 日羽協安全衛生試験が適正に実施できること。或いは他の日羽協安全衛生認定試験機関に依頼ができること。
- 3) 日羽協が指定する羽毛品質手合せ試験で適正な試験成績であること。
- 4) 日羽協安全衛生試験を実施する際は、JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準ずること。

4. 認定試験機関の承認

- 1) 3. 1)～4)項目の評価、及び必要に応じ試験機関の実務確認を行い、羽毛安全衛生委員会からの総合的な報告を基に理事会が承認し認定証を発行する。
- 2) 認定試験機関の評価は、毎年実施し、認定有効期間を4月から翌年3月までとする。
- 3) 継続していた認定試験機関が、当該年度に認定の評価に至らなかった場合、当該試験機関の申請を基に理事会の承認を得て、1年間の改善猶予期間を与えることができる。
- 4) 認定試験機関は、評価を受けた試験実施所在地を登録する。
- 5) 認定試験機関名は、日羽協ホームページで公表する。

5. 認定試験機関の責任

- 1) 登録所在地の認定試験機関が、日羽協の品質試験成績証明書を発行する。
- 2) 登録所在地の認定試験機関が、日羽協試買テストの品質試験を実施する。
- 3) 日羽協が要請する試験の実務確認に応じる。

6. その他

「日羽協 安全衛生認定試験機関の認定基準」は、2019年10月より実施する。

2019年（令和元年）10月1日